

【インフルエンザ用】

保護者 様

学校保健安全法施行規則により、学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となっています。

インフルエンザに感染した生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

【インフルエンザの出席停止期間の数え方】

- ・発症した後5日とは、発症日を0日とし、翌日を1日目とする。
- ・解熱した後2日とは、解熱日を0日とし、翌日を1日目とする。

出席停止期間終了報告書

長野県上田高等学校長 様

年 組 番 生徒氏名

上記の者の下記疾患は治癒しており、他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾患名	インフルエンザ（ ）型
発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日）	年 月 日（ ）
解熱日（平熱になった日）	年 月 日（ ）
受診した医療機関名	
医療機関受診日	年 月 日（ ）
医師より療養が必要とされた期間（欠席した期間）	年 月 日（ ）から
※登校日に限らず、休日も含めて記入してください	年 月 日（ ）まで

年 月 日

保護者氏名

※登校日に学校へ提出してください。【生徒→担任→保健室】